

水産流通適正化制度において事業者が農林水産大臣へ届出を行う際に、 水産庁へ添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。水産庁へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。
※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	農林水産大臣による大臣許可のみを受けた採捕者	複数の都道府県知事による知事許可又は免許のみを受けた採捕者	その他のケース※2
採捕する権限を証する書類 【漁業許可証等の写し※1】	×	○	個別にご連絡下さい
委任状 【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	農林水産大臣による大臣許可のみを受けた採捕者	複数の都道府県知事による知事許可又は免許のみを受けた採捕者	その他のケース※2
採捕する権限を証する書類 【漁業許可証等の写し※1】	×	○	個別にご連絡下さい
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【事業報告書等】	○	○	○
委任状 【代理人（行政書士等）が届出する場合】	○	○	○

※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類

※2 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定



水産流通適正化制度において事業者が農林水産大臣へ届出を行う際に、 水産庁へ添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要です。水産庁へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	×	—
定款及び登記事項証明書	—	×

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 (代理届出を含む)

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	○	—
定款及び登記事項証明書	—	○
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○

